

第8 粉末消火設備

(令第18条, 則第21条, 昭和51年告示第2号及び第9号, 平成7年告示第1号, 第2号, 第3号, 第4号及び第7号関係)

1 全域放出方式の粉末消火設備

(1) 消火剤

消火剤の成分及び性状は, 「消火器用消火剤の技術上の規格を定める省令」(昭和39年自治省令第28号) 第7条に適合した検定品であること。

(2) 貯蔵容器の設置場所

第5 不活性ガス消火設備2, (2)を準用すること。

(3) 貯蔵容器の性能

ア 貯蔵タンクは, 労働安全衛生則(昭和47年労働省令第32号)により定められた「压力容器の構造」の板厚算定基準に適合するものであるほか, 最高使用圧力の1.5倍以上の耐圧試験に合格したもの又は貯蔵タンクに加わる圧力が1.0MPaを超えるものにあつては, 高压ガス保安法に定める基準に適合した压力容器であること。

イ 貯蔵容器等は, 消火剤が円滑に流動し, かつ放出用ガスが分離しにくいもので, 使用した場合充てん量の90%以上を放出できる構造のものであること。

(4) 選択弁等

則第21条第4項第11号に規定する選択弁は, 認定品とするほか, 第5 不活性ガス消火設備2, (4), イ及びウを準用すること。■

(5) 放出弁■

則第21条第4項第3号ニ及び同項7号ホ(ヘ)の放出弁は, 認定品とすること。

(6) 容器弁等

則第21条第4項第3号ロ及びハ, 第5号の2並びに第12号に規定する容器弁, 安全装置及び破壊板は, 認定品とすること。■

(7) 容器弁開放装置

第5 不活性ガス消火設備2, (7)を準用すること。

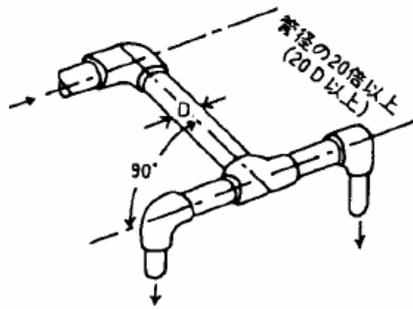
(8) 排出装置

貯蔵容器等には残留ガスを排出するための排出装置を, 配管等には残留消火剤を処理することができるクリーニング装置を設けること。

(9) 配管

則第21条第4項第7号の規定及び第5 不活性ガス消火設備2, (8), アからウまでによるほか, 次によること。

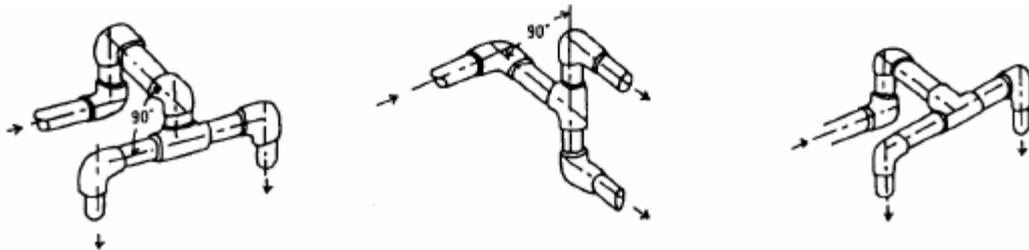
ア 同時放射した場合に, 噴射ヘッドの放射圧力が均一になるように, 噴射ヘッドの取り付け枝管に至るまでの配管をトーナメント方式にすること。



第8-1図

イ 配管を分岐する場合は、第8-1図のような貯蔵容器又は貯蔵タンク側にある屈曲部から分岐管までの長さを、当該管径の20倍以上とすること。

ウ 則第21条第4項第7号へのただし書の措置とは、第8-2図の配管の組み合わせ又は特別継手を用いる場合をいうものであること。



第8-2図

(10) 噴射ヘッド

則第21条第1項第3号に規定する噴射ヘッドは、認定品とすること。■

(11) 防護区画の構造等

第5 不活性ガス消火設備2, (10) (シからソまでを除く。)を準用すること。

(12) 制御盤等

第5 不活性ガス消火設備2, (12)を準用すること。

(13) 圧力調整器

ア 圧力調整器には、指示圧力が一次側にあつては24.5MPa以上、二次側にあつては調整圧力に見合った圧力計を取り付けること。

イ 容器開放の際、二次圧力をおおむね1.5MPaないし2.0MPaに減圧し、貯蔵容器等に導入すること。

ウ 圧力調整器は、有効放出時間において、放射圧力の15%減まで維持できる流圧性能を有するものであること。

- (14) 定圧作動装置
則第21条第4項第9号ハに規定する定圧作動装置は、認定品とすること。■
なお、移動式にあつては設けないことができる。
 - (15) 起動装置
第5 不活性ガス消火設備2 (13)を準用すること。
 - (16) 音響警報装置
則第21条第4項第15号に規定する音響警報装置は、認定品とするほか、第5 不活性ガス消火設備2, (14)を準用すること。■
 - (17) 保安措置
則第21条第4項第16号に規定する「保安のための措置」は、第5 不活性ガス消火設備2, (15), ウ, (イ)を準用すること。
 - (18) 非常電源, 配線
第5 不活性ガス消火設備2, (17)を準用すること。
 - (19) 総合操作盤等
第2 屋内消火栓設備8を準用すること。
- 2 局所放出方式
- (1) 設置場所
令第13条第1項又は則第20条第4項第1号に定めるところにより全域放出方式とすることとされた部分以外の部分で、予想される出火箇所が特定の部分に限定され、全域放出方式又は移動式の消火設備が不適當と認められた場所。
 - (2) 消火剤
1, (1)によること。
 - (3) 貯蔵容器の設置場所
1, (2)によること。
 - (4) 貯蔵容器の性能
1, (3)によること。
 - (5) 選択弁
1, (4)によること。
 - (6) 放出弁
1, (5)によること。
 - (7) 容器弁等
1, (6)によること。
 - (8) 容器弁開放装置
1, (7)によること。
 - (9) 配管等
1, (9)によること。

(10) 噴射ヘッド

則第21条第2項第2号に規定する噴射ヘッドは、認定品とすること。■

(11) 制御盤等

1, (12)によること。この場合、遅延装置を設けないことができる。

(12) 圧力調整器

1, (13)によること。

(13) 定圧作動装置

1, (14)によること。

(14) 起動装置

1, (15)によること。

(15) 音響警報装置

1, (16)によること。

(16) 非常電源, 配線

1, (17)によること。

(17) 総合操作盤等

第2 屋内消火栓設備8を準用すること。

3 移動式

(1) 設置場所

第5 不活性ガス消火設備4, (1), イを準用すること。

(2) ホース等

則第21条第5項第3号に規定するホース, ノズル, ノズル開閉弁及びホースリールは、認定品とすること。■

(3) 位置

第5 不活性ガス消火設備4, (3)を準用すること。

(4) 操作方法

第5 不活性ガス消火設備4, (4)を準用すること。

(5) 放出弁

則第21条第5項の放出弁は、認定品とすること。■

4 表示

第5 不活性ガス消火設備を準用する場合の各表示については、「不活性ガス消火設備」等を「粉末消火設備」等として表示すること。

5 開放式の機械式駐車場等に対する設置

(1) 機械式昇降機による駐車場部分に設けるものは、次によること。

ア 3段以上となるものにあつては、3段以内ごとに消火用足場等に移動式粉末消火設備を設けること。

イ 上記の消火用足場及び当該消火足場に至る階段又ははしごは、消火活動に支障

のない強度を有し、その幅員は60cm以上とし、転落防止のための手すりを設けること。

ウ 消火足場の各部分から2方向避難ができること。

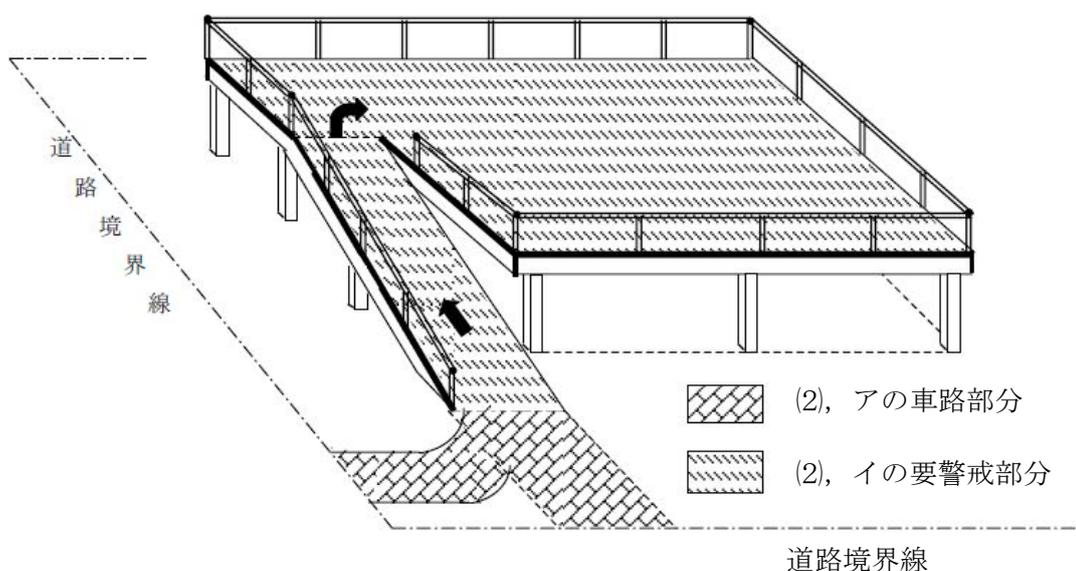
エ 地下ピット等（地下1段部分にかぎる。）に車両が収納される部分には、地上から有効に放射・消火できるノズル放射口等を設けるとともに、車両を移動する昇降機等にかかる配線は努めて耐火配線とすること。

オ 防火対象物の屋内に設けるものは、開放性が確保（床面から上部に限る。）され、車両を移動する昇降機等にかかる配線を耐火配線とした場合、床面から上部2段、ピット部分からなる下部は1段までのものが移動式とできるものであること。

(2) 自走式駐車場に設けるものは、次によること。

ア 屋上駐車場等に至る床面積に算入されない外部の開放された車路部分には、消火設備の設置を要しない。

イ 駐車場部分は、車路を含めて消火器具及び移動式の消火設備で警戒すること。



第8-3図